

坂東市総合計画（第3期戦略プラン）及び次期総合戦略策定
並びに国土強靱化地域計画改訂支援業務委託 公募仕様書

本仕様書は、坂東市（以下「本市」という。）が「坂東市総合計画（第3期戦略プラン）及び次期総合戦略策定並びに国土強靱化地域計画改訂支援業務委託」の契約候補者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、基本的な仕様について定めるものである。委託業務内容については、項目ごとに最低限必要な要件を定め、詳細については、契約候補者からの提案をもとに協議により決定する。

1 業務名

坂東市総合計画（第3期戦略プラン）及び次期総合戦略策定並びに国土強靱化地域計画改訂支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、本市の総合計画である「ばんどう未来ビジョン第2期戦略プラン」（以下「現総合計画」という。）及び人口減少克服・地方創生を目的とした「第2期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）、現総合計画に包含する「坂東市教育に関する大綱」（以下「教育大綱」という。）及び「坂東市国土強靱化地域計画」（以下「強靱化計画」という。）が、令和7年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和8年度から令和11年度を計画期間とする新たな総合計画「ばんどう未来ビジョン第3期戦略プラン」（以下「新総合計画」という。）及び新たな総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）を策定することを目的とする。なお、ばんどう未来ビジョン基本構想の土地利用構想については、県土地利用基本計画を踏まえた同主旨の坂東市計画を包含する内容とする。

策定に当たっては、人口の現状と将来の展望を示した「人口ビジョン」の見直しと令和5年度を始期とする国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地域の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化するための目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで改訂する必要がある。

以上のことから、変化する社会・経済状況や本市の抱える様々な課題、現総合計画の成果を踏まえるとともに、幅広く市民の意見やニーズを取り入れる必要があるが、多くの労力と専門的なデータ収集・分析・検討が必要となることから、効率的に策定作業を進めつつ実効性のある「新総合計画」とするため、策定作業に係る業務について、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に策

定の支援を実施できる事業者には本策定業務の一部を委託するものである。

なお、「次期総合戦略」については、「新総合計画」における重点施策として位置付け、両計画を一体的に策定するものとする。また、策定にあたっては、新総合計画が、少子高齢化の進行や市民協働の推進、デジタル技術の高度化、多様化・深刻化する自然災害への対応など、時代の潮流や当市を取り巻く環境の変化を捉えるとともに、本市の地域課題や厳しい財政状況等を十分に踏まえ、市民及び職員が目指すべき将来都市像を共有し、その実現に向けて行動するための指針となるものであることに留意する。

3 業務委託期間

契約締結（令和7年6月3日予定）の翌日から令和8年3月19日まで

4 業務の概要及び提案の留意点

（1）実施体制

受注者は、本業務において専門的な立場で対応し、常に連絡・調整ができる主任技術者及び担当技術者を配置するものとする。

（2）基礎資料の作成

ア 本市等に係る各種統計データ等の収集・整理、分析及び図表化

計画策定の基礎資料とすることを目的に、次の（ア）～（ウ）に関するデータ等の整理、分析を行う。

（ア）人口動態 人口、自然動態（出生・死亡）、社会動態（転入・転出）等

（イ）産業動態 就業者数、事業所数、通勤流動（市内・市外別就業状況）

（ウ）将来人口推計 国立社会保障・人口問題研究所の資料に基づく推計人口

コホート要因法又はコホート変化率法を用いた将来人口の推計

※推計期間は2025年から2060年までとし、5年毎に総人口及び年齢3区分別人口について示すものとする。

※将来人口推計については、現総合計画の「人口ビジョン」の時点修正を想定しており、データの分析及び図表化を行ったうえで、新総合計画に掲載する。

イ 住民意識調査の実施、分析及び図表化

計画策定の基礎資料とすることを目的に、住民の暮らしやまちづくりに関する意向、満足度等を把握するための調査を実施する。また、回答について集計、分析及び図表化を行ったうえで、新総合計画に掲載する。

（ア）調査対象

市内在住の18歳以上の男女3,000人（無作為抽出） ※目標回収率50%

（イ）設問内容

定住意向、生活満足度、地域課題、市が行うべき取組など【20問程度】
 (ウ) 調査方法

調査対象者に対し、次の方法により実施する。

・紙及び電子媒体による調査

(調査票の印刷・配布、返信封筒による回収、ウェブによる回答)

(エ) 調査における業務分担

発注者による作業	受注者による作業
【調査段階】 ・実施方針及び調査票（設問）の確定 ・対象者データの抽出 【集計段階】 ・調査票返信用封筒の回収 ・調査結果（新総合計画への掲載内容）の確定	【調査段階】 ・調査票（設問）案の作成と補修正 ・回答フォーム、QRコードの作成 ・宛名ラベルの印刷 ・調査票返信用封筒の印刷 ・調査票の印刷・発送 ※調査票の発送及び調査票返信に係る送料は受注者負担 【集計段階】 ・集計及び自由記述回答部分の整理 ・調査結果の分析及び図表化 ・調査結果（新総合計画への掲載内容）案の作成と補修正

(3) 新総合計画の骨子、素案、成案及び概要版の作成

上記(1)、(2)の内容や分析結果のほか、市が提供する資料（本市の施策・事業を取りまとめたもの）等を用いて、次のア～ウを作成する。

なお、作成にあたっては、閲覧者の立場に立ち、適切に図表やイラスト、写真等を使用するなど、視覚的にも理解し易いデザインとするよう努めるものとする。

ア 骨子（構成及び体系）の作成

本市の次期総合戦略、県土地利用基本計画を踏まえた同主旨の坂東市計画、教育大綱、強靱化計画を包含した、新総合計画の骨子（構成及び体系）を作成する。※現時点の骨子案を資料末尾に示す。

イ 素案及び成案の作成（※）

上記ア等に基づき、新総合計画の素案を作成する。また、市が実施するパブリックコメント等を踏まえ、素案を修正し、計画成案を作成する。

ウ 概要版の作成

上記成案の内容を要約し、概要版を作成する。

※「強靱化計画」に係る部分は、市においてデータを作成するものとし、受注者は、市が作成したデータを新総合計画の素案、成案及び概要版に編入する作業（デザイン等の補修正含む）を行うものとする。

（４）業務スケジュール

本業務の委託期間は、契約締結（本年６月３日予定）の翌日から令和８年３月１９日までとする。なお、上記（１）～（３）の業務のほか、現時点で対外的な手続きとして次のア～ウが予定されており、これらを踏まえて業務スケジュールを作成する。

ア 審議会の開催

開催時期は、令和７年９月、１１月、令和８年２月上旬（市長への答申）を予定している。

イ パブリック・コメントの実施

新総合計画に係る意見を公募する（３０日以上）。 ※実施時期未定

ウ 市議会への新総合計画の上程

令和８年３月上旬予定の本市議会に、新総合計画成案、概要版の上程を予定している。

（５）審議会の運営支援

市長の諮問に応じて開催される「総合計画審議会」（以下、「審議会」）に関し、会議資料等の作成、印刷及び必要な助言を行う。なお、受注者が審議会に出席することは想定していない。〔審議会の開催は３回を予定〕

（６）その他の支援

計画策定の基礎資料とすることを目的に、市が実施する次のアンケート調査等について集計、分析及び図表化を行うとともに、新総合計画への掲載方法について検討する。

- a 「ばんどう未来ビジョン」に関する職員アンケート調査
- b 転入・転出理由に関するアンケート調査
- c 市内児童生徒へのアンケート調査
- d 乳幼児健診来訪者へのヒアリング調査（パパ・ママヒアリング）
- e 市内工業団地立地企業へのヒアリング調査

５ 成果品

業務委託期間内に、次の（１）～（４）の電子データをＵＳＢメモリ等の電子記録媒体に記録し、市の指定する場所に納品する。

- （１）新総合計画（全編結合版） … Ai（indd）データ、Word、PDF
- （２）新総合計画（各章分割版） … Ai（indd）データ、Word、PDF
- （３）新総合計画【概要版】 … Ai（indd）データ、Word、PDF
- （４）住民意識調査の調査結果（※） … Excel

※単純集計、クロス集計及び新総合計画に掲載した図表のデータ

納品データ	Ai（indd）	Word	PDF	Excel
（１） 全編結合版	○	○	○	
（２） 各章分割版	○	○	○	
（３） 概要版	○	○	○	
（４） 住民意識調査				○

6 成果品の所有権

成果品はすべて市の所有とし、市の承諾を受けないで他に公表、貸与または使用してはならない。

7 データ等に関する著作権等について

本業務で新たに作成するデータ等についての著作権（著作権法第２７条から第２８条までに規定する権利をいう。）は、全て市に帰属するものとする。また、当該著作物に関する著作権者人格権（著作権法第１８条から第２０条までに規定する権利をいう。）について、これを行使しないものとする。

8 業務管理

- （１）受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、主任技術者を定め、業務全般について技術的な事項を踏まえた管理を行わせること。
- （２）主任技術者は、地方公共団体の脆弱性評価又は国土強靱化地域計画の策定経験を有すること。
- （３）受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、委託者の承諾を得ること。
- （４）本業務についての打合せ及び協議事項は、すべて議事録を作成し、委託者に提出すること。

9 業務の再委託

受託者は業務の一部について、協力会社への再委託を行うことができる。ただし、業務の主たる部分の再委託、及び主任技術者を協力会社の者とすることは認

めない。

なお、再委託を行う場合、業務範囲及び選考する業者について、事前に書面により委託者の承諾を得ること。

新総合計画骨子（構成及び体系）案

I 序論	1. 計画策定の趣旨（目的、期間、構成など） 2. 社会情勢（人口動態、産業動向、人口推計など） （＝新たな『坂東市人口ビジョン』として位置づけ） 3. 住民意識調査の結果 4. まちづくりテーマ（将来都市像、まちづくりテーマ） ※土地利用構想については、県土地利用基本計画を踏まえた 同主旨の坂東市計画として策定	50P 程度
II 戦略プラン	1. 「ひとづくり」戦略プラン ・重点施策と事業 2. 「暮らしづくり」戦略プラン ・重点施策と事業 3. 「都市づくり」戦略プラン ・重点施策と事業 4. 「仕事づくり」戦略プラン ・重点施策と事業	50P 程度
III デジタル田園都市構想総合戦略	1. 概要 2. 基本目標 3. 施策の展開方針	10P 程度
IV 国土強靱化計画（※）	1. 概要 2. 脆弱性評価 3. 強靱化に向けた取組	20P 程度
V 附属資料（策定の経緯、策定体制、諮問書・答申書など）		30P 程度

※「Ⅲ 国土強靱化計画」に係る部分は、市においてデータを作成するものとし、受注者は、市が作成したデータを新総合計画の素案及び成案に編入する作業（デザイン等の補修正含む）を行うものとする。（受注者は「国土強靱化計画」に関するデータの作成は行わない。）